

福智町立保育所民営化基本方針

【ガイドライン】

福智町福祉課

平成28年4月

(平成29年8月改定)

(令和元年12月改定)

(令和3年8月改定)

◆ 基本方針 ◆

● 要 旨

少子化や核家族化の進行、地域における連帯感の希薄化などにより、多くの家庭が子育てに対して不安感や負担感などを抱いており、子どもや子育て家庭への支援は社会全体で緊急に取り組まなければならない重要な課題となっています。

また、子育て支援の重要な役割を担っている保育行政も、多様化する保護者のニーズへ柔軟に対応するため、延長保育や一時保育、休日保育などサービスを充実させることはもとより、今後の保育所運営のあり方等を定めることは、喫緊の課題であり、これらの施策を推進するためにも、限られた財源の中で有効かつ質の高い運営が求められています。

本町としては、平成 24 年 3 月に「福智町総合計画後期基本計画」を策定しました。この計画実現のため、将来にわたって自主自立できる自治の基礎・仕組みづくりを目指すものであり、具体的には財政運営の適正化、行政の効率化とスリム化、そして事務事業の抜本的な見直し等を行うものであります。また、平成 24 年に「子ども・子育て関連 3 法」が制定され、新たな制度のもと「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことがめざされています。

このような観点から、福智町立保育所（以下「公立保育所」という。）の民営化を進めることに関する基本的な考え方を示すものとして、ここに「基本方針」を定めるものであります。

(注)

「民営化」とは、公立保育所の保育業務（保育運営等・建物の維持管理）を福智町（公立）から、民間（私立）に移管することである。

「民間委託」とは、公立保育所の保育業務の内、建物の維持管理等は全て町の責任において行い、保育業務のみ民間事業者の雇用する職員に委託することである。

●具体的な取組要項

1 目的

この基本方針は、公立保育所の民営化にあたり、民営化に対する町の方針を町民・法人に示すことによって、民営化に対する保護者等の不安を解消するとともに、より良い受託法人の円滑な参入をはかることを目的とします。

2 民営化移行計画

(1) 移行するまでの期間設定

公立保育所の民営化をめぐる行政手続の判決等を真摯に受け止めるとともに、民営化までの期間を発表から、関係者等の了承が得られる期間を確保することを原則とします。(別紙 1 参照)

(2) 年次移行計画

- ① 平成31年度 「中央保育所」
- ② 平成32年度 「神崎保育所」
- ③ 平成33年度 「第一保育所」

3 民営化の手法

(1) 公立保育所を民営化する手法は、民間移管方式とします。

(2) 対応

- ① 公立保育所の敷地については、無償貸付けを基本とする。
ただし、公立保育所敷地が民有地の場合、地権者合意の上、5年間の無償貸付けまたは町助成とする。
- ② 建物及び什器備品については、無償譲渡を基本とする。

4 民営化（移行）の手續

(1) 町民への周知徹底を図ります。

(町広報紙、町公式ホームページ、保護者説明会等の実施)

(2) 移管先候補法人公募（事業者を求める考え方及び提案事項）条件等について

- ① 保育所運営にあたって運営方針の考え方
- ② 各年齢に応じた保育内容についての考え方
- ③ 職員研修についての考え方
- ④ 施設長のリーダーシップについての考え方
- ⑤ 給食に対する考え方

- ⑥ 保育所の衛生管理に関する考え方
- ⑦ 保育時間についての考え方
- ⑧ 防災計画についての考え方
- ⑨ 家庭との連絡・連携についての考え方
- ⑩ 制服、教材等の保育料以外の保護者からの費用徴収についての考え方
(送迎バス運行についての考え方も含む)
- ⑪ 自主事業に関する提案
- ⑫ 地域との関わりに関する提案
- ⑬ 保育所建物の改築に関する提案
- ⑭ 社会福祉法人特記事項に関する提案
- ⑮ 保護者説明会及びアンケート調査に基づく要望等

(3) 事業者（社会福祉法人）の選定

※事業者の選定にあたっては、公立保育所の保育水準を満たし、保育の質を維持・向上できる受託法人を対象に、次の「選定基準」及び「福智町町立保育所移管先候補社会福祉法人選定基準」に基づいて、選定委員会において選定していきます。なお、選定委員会は、保育現場経験者、保護者代表及び町職員若干名で構成し、選定にあたります。

●「選定基準」

- ① 児童福祉の理念・公共性・公益性を持ち、保育行政を良く理解し、本町における児童福祉行政に積極的に協力する法人であること。
- ② 国の示す保育指針と本町の民営化基本方針（ガイドライン）及び福智町町立保育所移管先候補社会福祉法人選定基準並びに福智町町立保育所移管の条件を満たしていること。
- ③ 子どもの発達・育ちを重視し、子ども中心の保育を実施する法人であること。
併せて、公立保育所の保育内容を継承しつつ、保護者の理解と協力を求める姿勢が認められる法人であること。

●「福智町町立保育所移管先候補社会福祉法人選定基準」

A) 運営主体基準

- ① 法人の主たる事務所の所在地は田川市郡内であること。
- ② 認可保育園の経営年数が、5年以上の社会福祉法人とする。

B) 事業者公募条件

- ① 利用児童数60名以上の運営実績があること。
- ② 園長予定者は、認可保育園において5年以上の勤務経験を有し、かつ園長または園長に準じた職員として5年以上の経験年数を有すること。

- ③ 移行までの前年度（準備期間）において、職員の採用・異動・研修・チームワーク作りを行い、保護者や町と打合せを重ねて信頼関係を作り、移行前6ヶ月（10月～3月）に合同保育を行うことができること。
- ④ 保育士については、引き継ぎ保育終了時点で、必要職員数の半数以上の正規職員を配置する職員体制を確保できること。
- ⑤ 特別保育事業として、延長保育・一時保育などが実施できること。
- ⑥ 在園の障がい児に対する保育を継続できること。
- ⑦ 民営化対象保育所保護者の意向を尊重し、公立保育所が行ってきた保育事業が継続できること。
- ⑧ 健全な社会福祉施設の経営実績を持つこと。または、同様のものが期待できること。
- ⑨ 適正な役員体制であり、保育所の経営に必要な能力を有していること。
- ⑩ 適切かつ安定した保育所運営が見込めること。
- ⑪ 一定期間内の保育所建物改築計画を有し、適正な資金計画を有すること。
- ⑫ 施設長予定者等は保育所保育指針を理解し、一定の経験を有すること。
- ⑬ 保育所運営に適切な組織、職員体制を有していること。
- ⑭ 社会福祉法及び児童福祉法等の関係法令を理解し、児童福祉法に基づく保育所運営に意欲を有していること。
- ⑮ 市民のニーズを把握し、これに対応する保育を実践すること。

（４）議決を経る

- ① 福智町保育所設置条例の一部改正（条例第2条（別表）当該保育所設置削除の議案提案→議決）
- ② 地方自治法第96条第1項第6号による譲渡の議会提案
- ③ 地方自治法第237条第2項（譲渡議決）→譲渡手続完了

（注）

地方自治法96条第1項第6号（財産譲渡は議決事件）
 地方自治法237条第2項（条例又は議会の議決による場合でなければ譲渡してはならない。）

（５）社会福祉法人の決定及び各種契約締結

※上記4（４）を経て契約を締結します。ただし、行政または、社会福祉法人の事情によって、上記（２）（３）の手続きを先行させる場合は、「仮」か「内部決定」とするか、または「条件」を付して対応します。

5 運営主体

運営主体は、福智町内の社会福祉法人とします。

6 移管先法人名の公表

選定委員会で決定された移管先法人は、上記4（5）の手続が済み次第速やかに、保護者はもとより広く町民の方々に町広報等で周知をはかります。

7 円滑な引継ぎ

円滑な保育の引継ぎのために、移管先法人決定後、速やかに福祉課、公立保育所、移管先法人との三者協議の場を設定し、子どもにとって、負担の少ない引継ぎ内容を定めます。

8 民営化後の対応

（1）保育所のあり方

町民にとって、利用しやすい保育所として、各種保育サービスや多様な保育内容が提供できるように、民営化後の保育所には、次のような役割・機能を求めています。

①児童の健やかな育ちと、家庭・地域の子育てへの支援

保育サービスの質を維持・向上させ、地域や利用者の信頼を得るとともに、家庭養育を補完して、児童の健やかな心身の発達を助長することや、子育て家庭への相談・助言など地域の子育て支援の役割を担う保育所（園）

②多様な保育ニーズに対応した特別保育の充実

保育ニーズの多様化に対応し、延長保育、一時保育などの特別保育の充実を図り、仕事と子育ての両立を支援していくことができる保育所（園）

（2）保育内容の確認

民営化時に保育内容の遵守を義務付けた、移管の条件及び法人選定基準等に定められている保育が着実に履行されているかを確認するため、町は一定期間、保護者へのアンケート調査の実施や保護者との懇談会等を実施します。

（3）検証委員会の責務

検証委員会においても、選定基準どおりの保育がなされているか等の検証（評価）を行うとともに、保育（士）の質（技能）等を客観的に検証（評価）し、質の維持・改善をはかるよう助言していきます。

（4）町の責務

民営化後においても、町は基準どおりの保育が実施されているか等の確認事務を実施するとともに、保育レベルの維持・向上のための改善指導を行っていきます。

附 則

この公立保育所の民営化基本方針(ガイドライン)は、公表の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この公立保育所の民営化基本方針(ガイドライン)は、公表の日から施行し、平成29年8月1日から適用する。

附 則

この公立保育所の民営化基本方針(ガイドライン)は、公表の日から施行し、令和元年11月12日から適用する。

附 則

この公立保育所の民営化基本方針(ガイドライン)は、公表の日から施行し、令和3年8月3日から適用する。